

知ってますか「損害賠償」の義務と責任

あなたも加害者になる危険性

私たちの日常生活には、思わぬ事故が起きて「予期せぬ支出」を強いられる危険性があります。例えば「子どもが友人のデジカメを壊してしまった」「自転車で乗っていて転倒し、駐車中の車にキズを付けてしまった」「家の屋根が破損して部材が落ち、通行人がけがを負った」「子どもが自転車で歩行者に衝突し、けがを負わせた」…などのようなことが起こると、賠償をしなければならなくなります。

民法では、自らの過失で他人に損害を与えた場合、損害が発生しなかったのと同じような状態に戻さなければならぬ旨が規定されています。これを「損害賠償」といいます。損害賠償は金銭による解決が原則とされ、財産的な損害ばかりでなく、精神的な損害(慰謝料)も含まれます。この損害賠償は日常生活上の紛争を解決するための手段として、最も合理的な方法です。

「賠償責任保険」とは

一般の保険には、法律上の損害賠償責任を負うことによって被害を補償してくれる「賠償責任保険」があります。賠償責任保険は加害者の賠償資力を強化することで、被害者の保護救済を図るという役割があるのです。

個人の日常生活で偶然に起きた事故や、住宅の所有・使用・管理で偶然起きた事故によって他人をけがさせたり、他人のものを壊したりして第三者に対して法律上の損害賠償責任を負うことになったとき、契約した保険金額を限度に損害賠償金を支払ってくれるのが「個人賠償責任保険」です。

個人賠償責任保険は、個人ごとで加入する以外に家族全体で加入できる保険もありますが、①

損害賠償に対する保険金の限度額②損害賠償に対する自己負担額の有無や金額③示談交渉サービスの有無④補償対象は国内のみか、国外も含まれるのかなど、補償内容が保険会社や商品で異なるので注意しましょう。

また、次のような場合は個人賠償責任保険では補償されません。①故意による事故②地震・津波の事故③同居親族に対する損害賠償④他人から預かったもの、借りたものの損壊による損害賠償④自動車による事故、などです。

自転車事故対応も忘れずに

昨今、自転車を利用する人が増え、それに伴い自転車に関係する事故も増えています。特にお子さんが自転車を利用している場合、加害者になる可能性もあるので、特にお子さんへの個人賠償責任保険への加入はお勧めしています。

なお自動車事故の損害賠償は、自賠責保険や任意保険の賠償責任保険(対人・対物賠償)で補償されます。火災の賠償責任に関しては、「失火の責任に関する法律(失火責任法)」という法律があり、例えば、点ぶらを揚げている最中に電話に夢中になり、火事が発生したといった「重大な過失」の場合に限り責任を負うことになるため、「軽過失」の場合は賠償責任を負わなくてもよいこととなります。つまり隣家の火災で我が家が被害を受けても、失火者が軽過失なら損害賠償は期待できません。火災保険への加入は、このような「もらい火」への備えとしても重要な役割があるわけです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

知っ得! マネー塾

★講師 / 暮らしのマネープラン相談センター所長 高橋昌子(CFP)

★日程 / **日曜コース**…9月2日・16日、10月7日・21日、11月18日・25日
水曜コース…9月5日・19日、10月10日・24日、11月14日・28日

★時間 / 午前10:00～12:00

★会場 / ライブ1ビル(金沢市此花町・金沢駅から徒歩3分)

★受講料 / 9000円(テキスト込・3カ月全6回分)

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

株式会社 FPサポート研究所

FPサポート研究所

検索

<http://www.fpsl.co.jp/>

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F

☎076-232-2038

